

船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則

○船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則

昭和53年3月31日

規則第26号

改正 昭和56年3月31日規則第27号

昭和63年3月31日規則第13号

平成3年3月30日規則第43号

平成14年3月29日規則第32号

平成16年1月30日規則第1号

平成20年3月31日規則第23号

平成22年7月8日規則第83号

平成23年1月14日規則第1号

平成23年3月31日規則第24号

平成25年3月29日規則第58号

平成26年10月6日規則第123号

平成28年3月31日規則第75号

平成30年3月30日規則第31号

平成31年3月29日規則第38号

令和2年4月30日規則第78号

令和3年3月31日規則第51号

船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則

(平23規則24・改称)

(目的)

第1条 この規則は、街路灯等の施設（以下「施設」という。）を共同で設置、改修、移設及び撤去（以下これらを「整備」という。）並びに街路灯の維持管理を行う商店街等の団体（以下「団体」という。）に対し、船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、商店街の環境整備を図り、もって団体の振興と市民の利便に資することを目的とする。

(平16規則1・平23規則24・平25規則58・一部改正)

(補助金交付の対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体は、市内の中小企業者が地域的に組織しているもので、次の各号のいずれかに該当するもの（市税を滞納しているもの（市長が必要があると認めるものを除く。）を除く。）とする。

- (1) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所
- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び事業協同小組合
- (4) その他市長が必要と認める団体

(平14規則32・平16規則1・平25規則58・令2規則78・一部改正)

(補助金交付の対象施設)

第3条 補助金交付の対象となる施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 街路灯
- (2) 防犯カメラ
- (3) アーケード
- (4) 案内板

船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則

- (5) 掲示板
 - (6) 駐車場
 - (7) その他市長が必要と認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる施設の整備に要する経費（同項第1号に掲げる街路灯の整備にあつては、1基につき36万円を超える場合は36万円として計算した経費。以下「整備に要する経費」という。）の合算額が100万円未満であるときは、同項第3号から第7号までの施設の整備に要する経費については、補助金交付の対象としない。ただし、撤去に要する経費については、この限りでない。
 - 3 第1項第1号に掲げる街路灯にあつては、その整備に要する経費のほか、維持管理に要する経費（電気料、電球等交換費（エル・イー・ディーを光源としたものに限る。以下同じ。）及び塗装補修費に限る。）についても補助金交付の対象とする。
 - 4 第1項第3号に掲げるアーケードにあつては、その整備に要する経費に、清掃に要する経費を含む。
 - 5 第1項第6号に掲げる駐車場にあつては、その整備に要する経費に、土地の取得に要する経費は含まない。

（昭56規則27・平14規則32・平20規則23・平22規則83・平23規則1・平23規則24・平25規則58・平30規則31・平31規則38・一部改正）

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 施設の整備 整備に要する経費の合算額（他の法令等により国、地方公共団体等より補助金等を受ける場合は、当該額から当該補助金等の額を控除した額）に、2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）の範囲内とし、その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円とする。
- (2) 街路灯の維持管理 4月1日から翌年3月31日までの間に要した経費（電気料、電球等交換費及び塗装補修費に限る。）で次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）の範囲内の額
 - ア 電気料 支払額の3分の2の額
 - イ 電球等交換費 電球等1個につき2万円
 - ウ 塗装補修費 支払額の2分の1の額（街路灯1基につき2万円（塗装のみを行う場合は、1万円）を限度とする。）

（昭56規則27・昭63規則13・平3規則43・平14規則32・平16規則1・平20規則23・平23規則1・平23規則24・平25規則58・平31規則38・一部改正）

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付申請書（第1号様式）に、施設の整備に対する補助金の交付を受けようとする場合は第1号から第5号まで及び第7号、街路灯の維持管理に対する補助金のうち電気料に係るものの交付を受けようとする場合は第5号から第7号まで、街路灯の維持管理に対する補助金のうち電球等交換費及び塗装補修費に係るものの交付を受けようとする場合は第2号から第5号まで及び第7号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、第5号に掲げる書類にあつては、市長が必要がないと認める場合は、その添付を要しない。

- (1) 事業計画書
- (2) 工事見積書（写）
- (3) 予算書

船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則

- (4) 施設の配置図
- (5) 市税を滞納していないことを証する書類
- (6) 電気料の領収書その他の電気料の支払が確認できる書類
- (7) その他市長が必要があると認める書類

(平14規則32・平23規則24・平25規則58・平30規則31・平31規則38・令2規則78・一部改正)

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、補助金交付の可否及び補助金額を決定し、その旨を船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(平23規則1・平23規則24・一部改正)

(変更等の承認申請)

第7条 前条の規定による施設の整備に対する補助金又は街路灯の維持管理に対する補助金のうち電球等交換費及び塗装補修費に係るものを交付する旨の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）の計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をしようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

(平14規則32・全改、平23規則24・平25規則58・平31規則38・一部改正)

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金実績報告書（第4号様式）に、施設の整備に対する補助金の交付を受けようとする場合は第1号から第5号まで、街路灯の維持管理に対する補助金のうち電球等交換費及び塗装補修費に係るものの交付を受けようとする場合は第2号から第5号までに掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 支払が確認できる書類
- (3) 収支決算書
- (4) 工事完了届その他の工事が実施されたことが確認できる書類
- (5) その他市長が必要があると認める書類

(平14規則32・全改、平23規則24・平25規則58・平30規則31・平31規則38・一部改正)

(額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金確定通知書（第5号様式）により、補助事業者に通知する。

(平14規則32・全改、平23規則24・平25規則58・一部改正)

(補助金の交付時期)

第10条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

(平26規則123・追加)

第11条 削除

(令3規則51)

船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則

(補助金の返還等)

第12条 偽りその他不正の手段により補助金の交付をする旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた団体があるときは、市長は、補助金の交付をする旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(平14規則32・追加、平26規則123・旧第11条繰下)

(取得財産の管理)

第13条 団体は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、その台帳を設け、管理状況を明らかにしておかなければならない。

2 団体は、補助事業が完了した後も取得財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

(平16規則1・追加、平26規則123・旧第12条繰下)

(関係帳簿等の調査)

第14条 市長は、必要があると認める場合は、取得財産の管理状況について団体に対し報告を求め、又は関係帳簿、書類等を調査することができる。

(平16規則1・追加、平26規則123・旧第13条繰下)

(取得財産の処分の制限)

第15条 団体は、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平16規則1・追加、平26規則123・旧第14条繰下)

(取得財産の処分)

第16条 団体は、取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ、船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金取得財産の処分承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(平16規則1・追加、平23規則24・平25規則58・一部改正、平26規則123・旧第15条繰下)

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平14規則32・追加、平16規則1・旧第12条繰下、平26規則123・旧第16条繰下)

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日規則第27号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日規則第13号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月30日規則第43号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第32号）

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市商店街街路灯等設置及び維持管理費補助金交付規則の規定は、平成14年度以後の年度分の補助金について適用し、平成13年度分までの補助金については、な

船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則

お従前の例による。

附 則（平成16年1月30日規則第1号）

この規則は、平成16年2月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1号様式から第7号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の船橋市商店街街路灯等設置及び維持管理費補助金交付規則の規定は、平成20年度以後の年度分の補助金について適用し、平成19年度分までの補助金については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成22年7月8日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年1月14日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条第2項及び第4条第2号の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月31日規則第24号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第58号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則の規定は、平成25年度以後の年度分の補助金について適用し、平成24年度分までの補助金については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成26年10月6日規則第123号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第75号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則第7号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成30年3月30日規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用する

船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則

ことができる。

附 則（平成31年3月29日規則第38号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則の規定は、平成31年度以後の年度分の補助金について適用し、平成30年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月30日規則第78号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第51号）
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則

第1号様式

船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

団体名

代表者名

所在地



次のとおり、商店街施設整備費・街路灯維持管理費補助金を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 事業の実施主体名

2 補助金交付申請額

船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則

第2号様式

船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付可否決定通知書

年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあった商店街施設整備費・街路灯維持管理費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する。

(1) 補助金交付金額

(2) 交付条件

ア この補助金は、 年度の商店街施設整備事業・街路灯維持管理事業に対して交付する。

イ この補助金は、申請の事業目的以外に使用してはならない。

ウ この補助金の支出が不相当と認められる場合は、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

2 交付しない。

理由

船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則

第3号様式

船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助事業計画変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

団体名

代表者名

所在地



年 月 日付け 第 号で交付決定のあった商店街施設整備費

及び街路灯維持管理費補助事業を 計画変更
中 止 したいので、下記のとおり関係書類を添え
廃 止

て申請します。

記

- 1 計画変更、中止又は廃止年月日
- 2 計画変更、中止又は廃止の理由
- 3 補助事業の内容(計画変更の場合)
変更前
変更後

船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則

第4号様式

船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

団体名

代表者名

所在地



年 月 日付け 第 号で交付決定のあった商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金に係る事業実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 所在地

船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則

第5号様式

船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金確定通知書

年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、補助金の額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付確定額
- 2 交付決定額

船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則

第7号様式

船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金取得財産の処分承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

団 体 名

代 表 者 名

㊟

所 在 地

年 月 日付けで交付決定のあった商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金に係る取得財産を下記のとおり処分することについて、船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則第16条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日並びに取得したものの名称
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則

第1号様式

(平23規則24・全改)

第2号様式

(平20規則23・全改、平23規則24・平28規則75・令3規則51・一部改正)

第3号様式

(平14規則32・全改、平20規則23・平23規則24・平25規則58・一部改正)

第4号様式

(平14規則32・追加、平20規則23・平23規則24・平25規則58・平30規則31・一部改正)

第5号様式

(平14規則32・追加、平20規則23・平23規則24・平25規則58・平28規則75・令3規則51・一部改正)

第6号様式 削除

(令3規則51)

第7号様式

(平16規則1・追加、平20規則23・平23規則24・平25規則58・平28規則75・一部改正)